会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市行政不服審査会
開催日時	令和 5 (2023) 年 4 月 2 7 日 (木)
ш /ш го →	午前11時30分から正午まで
開催場所	みよし市役所6階601、602会議室
出 席 者	【委員】 坂口委員(会長)、南谷委員、倉橋委員、清田委員、深谷 委員 【事務局】 深谷総務部部長、小野田総務部次長兼総務課課長、森田 主幹、林副主幹、窪田主任主査、鈴木主任主査、一丸主査
次回開催予定日	令和5 (2023) 年6月29日 (木)
問 合 せ 先	総務部総務課 鈴木、一丸 電 話 0561-32-8000 (直通) メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp
下欄に掲載するもの	・議事録全文 要約した理由 みよし市情報公開条 例第7条第2号の規定による
審 議 経 過	 ○総務部次長兼総務課課長;続きまして「みよし市行政不服審査会」に移りたいと思います。 みよし市行政不服審査会条例第8条の規定により、会長が議長となっておりますので、会議の取り回しは会長にお願いいたします。それでは会長よろしくお願いいたします。 ○坂口会長;それでは、議題1点目の「令和4年度行政不服審査請求状況について」、事務局より説明をお願いします。 ○総務課主査;令和4年度の行政不服審査法に基づく審査請求の状況について説明させていただきます。次第をおめくりいただき、1ページを御覧ください。令和4年度行政不服審査法に基づく審査請求状況について、処分担当課別の審査請求件数等を載せさせていただいております。 審査請求の件数は4件で、税務課が1件、納税課が3
	件となっており、こちらはいずれも現在審理中となって おります。

また、各審査請求の内容についてですが、固定資産税の賦課決定に関する処分についての審査請求が1件、延滞金減免(免除)の却下処分についての審査請求が1件、債権差押処分についての審査請求が2件となっております。

No. 1の審査請求については、審査庁から当審査会への諮問がなされており、他の3件につきましては、現在審理員が審理を行っております。

各審査請求の進捗状況等、詳細につきましては、後ほ ど、議題4で説明させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

- ○坂口会長;それでは、ただ今の事務局からの説明を受けて、委員の皆様、御意見、御質問がございましたらお願いします。
- ○坂口会長;他に御意見等はありませんか。ないようでしたら、議題1点目については、これで終了することとします。

次に、議題2点目ですが、先ほど説明があったとおり「みよし市情報公開・個人情報保護審査会」で調整した日と同日とするということで、委員の皆様お願いします。次に、議題3点目の「処分庁みよし市長が行った令和4年度みよし市固定資産税の賦課決定に関する処分(令和4年4月1日付け)についての審査請求について」、事務局より説明をお願いします。

【非公開のため要約】

- ○事務局から審査請求について答申書案の説明を行い、質 疑を行った。
- ○坂口会長;他に御意見等はありませんか。ないようでしたら、議題3点目については、これで終了することとします。

次に、議題4点目の「審査請求の進捗状況について」、 事務局より説明をお願いします。

【非公開のため要約】

- ○事務局から審査請求の資料について説明を行った。
- ○坂口会長;他に御意見等はありませんか。ないようでしたら、議題4点目については、これで終了することとします。

その他、何かございますか。特にないようですので、 これを持ちまして、令和5年度第1回みよし市行政不服 審査会を終了します。 ○総務部次長兼総務課課長;ありがとうございました。次回の行政不服審査会につきましては、時期が近づいてまいりましたら、開催通知や資料を送付いたします。 本日は、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございました。